概 要

会議名	令和 6 年度第 1 回鹿屋警察署協議会
会議日時	令和6年7月11日(木曜日)午後3時00分から午後5時15分まで
会議場所	県民健康プラザ健康増進センター2階第1研修室
出席者	1 協議会側 会長以下11人
	2 警察署側 署長以下13人

(会議の概要)

- 警察署長からの説明 1 令和6年5月末現在における管内の治安概況、各種取組説明
- 委員からの意見・要望の提言等
 - **(1)**

運転免許の自主返納に関する質問

【質問内容】

高齢者を対象とした運転免許の自主返納に関する講話をお願いする ことは可能か。

具体的な数値や返納例を含めた内容を警察から説明することにより 効果が上がるのではないかと考える。

【回答】

講話については、最大限対応させていただくので、遠慮なく要望し ていただきたい。

昨年の65歳以上の高齢者の免許保有者の占める割合は、全免許保有 者の約30%となっており、ハンドルを握るドライバーの10人に3人は 高齢者である。

本部免許管理課によると、令和6年5月末における運転免許の自主 返納(申請取消)件数は、 鹿児島県内 2,307件 (男

1,064件 女 1.243件) 162件 (男 77件 鹿屋署管内 女 85件)

と県内、当署管内ともに減少傾向にある。

当署では、自主返納をされた方に対し、鹿屋市及び垂水市が実施し ている優遇措置について紹介している。

また、運転に不安を感じた方の相談先として 相談専用ダイヤル #8080 (シャ

#8080 (シャープハレバレ)

を御案内している。

当署としては、今後も自治体等と連携し、高齢者の交通事故抑止に取 り組んでいく。

(2)

警察官の信頼回復に関する質問

【質問内容】

県警は今回の不祥事案を受け、今後どのような取組を行い名誉挽回 を図っていくのか。

【質問内容】

数年前に管内でも不祥事があったと記憶しているが、職員への指導 等はどのようになされているのか。

•【回答】

今回の不祥事案を受け本県警察では、全職員に対して規律の振粛を徹底するための教養と、所属長が職員一人一人と個々面接を行い、指 導・教養等の浸透を図っている。

具体的には、警察の責務を果たす上では、何にも増して県民の信頼 回復が不可欠であることを認識させた上で、 高い使命感と厳正な規律 の保持のため、職務倫理教養の推進、情報管理の在り方の点検等を行 い、信頼回復に努めていく。

•【質問内容】 信頼回復に向けた市民への周知活動は行っているのか。 【回答】

信頼回復に向けた市民への周知活動につきましては、現在、 置かれた立場を署員一人一人に理解させ、より一層管内の治安維持に向けた警察活動を推進し、市民の皆様に鹿屋署は頑張っていると認めてもらうことが重要であると考え、取り組んでいる。

(3)

不祥事が発生した際の職員教育等に関する質問

·【質問内容】

他署で不祥事が起こった際の鹿屋署での注意喚起や署内での教育等 は行っているのか。

•【回答】

(2) 委員の回答に同じ

(4)

花火大会等イベント開催時における渋滞対策に関する質問

•【質問内容】

花火大会後の桜島口の渋滞対策について

千本いちょう時(11月頃)の垂水中央の十文字、南銀前交差点の渋 滞対策

【回答】

ガードマンの 花火大会後の渋滞対策については、市役所と連携し、 配置箇所、警察官の配置場所等を検討し、渋滞が緩和できるよう努めているところであるが、会場と国道220号を北進するしか経路がない ことなどから、抜本的解決に至っていないのが現状である。

千本イチョウに関しても、会場から帰宅するには、高峠方向又は垂水市街地方向へ走行するしか経路がなく、鹿屋市方向へ帰宅する人に対し、垂水中央の交差点に至るまでの間に、水之上地区を経由して鹿屋市方向へ帰る経路があることの広報を製施し、少しでも渋滞が 緩和するよう市役所と対策を協議する予定である。 また、信号機は手動でも対応できることから、手動による信号操作

を行い、混雑解消に向けた取組を推進する。

(5)

電動キックボードに関する質問

·【質問内容】

鹿児島県内で電動キックボードによる交通事故や苦情の報告はある

か。 ・【回答】 ^動 電動キックボードは、令和5年7月1日に改正道路交通法が施行さ れ、これまで原動機付自転車とされていた電動キックボードのうち、 一定の要件を満たすものの位置付けが「特定小型原動機付自転車」に 変更された。

一定の要件とは、原動機付自転車のうち、車体の大きさ・構造が自転車道におけるほかの車両の通行を妨げるおそれがなく、かつ、運転 に関して高い技能を要しない車両として、内閣府令で定める基準に該 当するものをいう。

本部交通企画課に確認したところ、改正法前の電動キックボードについては、原動機付自転車として計上しているため個別の件数は未把 握とのことであったが、「特定小型原動機付自転車」については、現在のところ、交通事故や苦情は認知していない。

電動キックボードをはじめとする電動機を用いるモビリティ、いわる「電動モビリティ」は、今後普及が広まれば、悪質な違反や交通 ゆる「電動モビリティ」は、 事故の発生が増加することが懸念される。

住民の方に対し、改正法の内容や電動キックボードの安全な利用方 法についての広報活動を行うほか、電動キックボードの運転者による 飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反行為、通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反の重点的な取 締りなど、交通事故抑止に資する活動を推進してまいりたい。

(6)

横断歩道の摩耗に関する要望

•【質問内容】

吾平中学校前の横断歩道の白線が消えかかっている。

早急に対応してほしい。

•【回答】

現場確認したところ、横断歩道の白線が消えかかっているのを確認

した。 同横断歩道のほか、小鹿酒造の横断歩道も薄くなっていたので、併 せて補修上申を行った。 情報提供ありがとうございます。

視認性の悪い道路標識に関する質問

【質問内容】

雑木等で交通標識の視認性が悪い箇所がある。

これらはどこが管理しているのか。

【回答】

当署管内の道路標識、道路標示については、当署で管理している。 当署は、道路標識等の設置について

- 交通警察官及び地域警察官による警ら、その他の警察活 動の機会を捉えて行う常時点検
- おおむねー年に1回定める点検整備推進期間に行う定期 点検
- 風水害等の災害の発生が予想される場合及びその発生直 後に、標識柱や標識板の倒壊落下事案が発生した場合等に 行う特別点検

等を実施しており、沿道の樹木、広告物等による道路標識に対する視 認性阻害の有無等について把握した場合は、本部及び道路管理者等と 連携し対応している。

今後も各種点検により標識等の設置状況を把握し、住民の方からの 情報提供をいただいた場合は迅速な対応を行い、適正な標識等の管理 に努めていく。

道路の雑木等による事故防止に関する質問横断歩道の摩耗に関する 要望

·【質問内容】

以前もお願いしたが、平野坂(高隈小前を国道504号サンコースト ア前まで上がった道路)の道路に木が覆い被さるような箇所が多々あ

り、災害発生時は危険である。
このような箇所は、道路管理者が危険を判断した場合、地主の許可無く木を伐採できるような条例を作るなどして事故を未然に防ぐよう にしてほしい。

•【回答】

平野坂周辺の道路を確認したところ、質問の箇所と思われる樹木が 生い茂った状況を確認することができた。 国道事務所に対し、道路上の見通しを妨げている樹木がある場合

どのように対応しているか尋ねたところ、 原則、土地の所有者、管理者に連絡を取った上で伐採等を行うことにしているが、道路法43条(道路に関する禁止行為)、 民法第233条(竹木の枝の切除及び根の切り取り)第3項を根 拠として

- 竹木の所有者に枝を切除するよう勧告したにもか かわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しな いとき。
- 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在 を知ることができないとき。

緊急の事情があるとき。 は、土地の所有者、管理者に断ることなく、道路管理者側で樹 木の伐採を行っている。

とのことであった。

今後も管内の実態把握に努め、道路管理者等と連携し、道路を常時 良好な状態に保ち、交通に支障を及ぼさないよう留意してまいります。

(8) 委員

内部通報制度に関する質問

•【質問内容】

現職を保護する内部通報窓口は設けられていないのか。

•【回答】

本県警察における内部公益通報については、公益通報者保護法等を受け、「鹿児島県警察内部通報処理要綱の改正について」(令和4年6月17日付鹿監察第61号)により運用されており、内部・外部の通報窓口を設けているとともに、公益通報をした者を保護するなどの規定が設けられている。

•【質問内容】

自県警察に情報を通報できない場合、他県警や警察庁に通報することも国家公務員法違反に当たるのか。

·【回答】

自県警察に情報を通報できない場合というのが、どのような場合を 想定しているのか判然としないが、通報先に関していえば、

国家公務員法である警視正以上の職員については警察庁又は国家公務員等

それ以外の職員は県警察又は県公安委員会等

がそれぞれ内部通報の窓口となる。

また、国家公務員法違反に該当するか否かについては、通報の目的や要件等が判断材料となる。

(9) 追加質問

ア 委員

① 前回も話したが、高齢者の事故は、その市町村の高齢者の人口 比を出さないと一概に多い少ないは言えないのではないか。 【回答】

② 警察ではバック駐車を推進していると思うが、市民への周知活動はいかに。

【回答】

広報の内容や広報依頼を行う店舗等について検討を重ね、市民の皆様の心に響く広報啓発活動を検討し、実施していく。

③ 面白い取組や知ってほしい施策等、警察はメディアに対するア ピールが少ないのではないか。

【回答】

先方の許可も必要であったり、個人情報の観点から、全て報道連絡できる訳ではないが、可能な限りアピールして行く。

イ 委員

① 子供たちに「警察官はかっこいいな。」と感じてもらえる取組は行っていないのか。

【回答】 特別そのような取組は行っていないが、防犯教室や機会あるご とに警察官の魅力が伝わるよう努力してまいりたい。

ウ委員

① 以前もお話ししたが、吾平に案内看板の支柱だけが撤去されず 残されたままとなっており、早く撤去していただきたい。 【回答】

「現場を確認し、土地の所有者等を早期に調べ、対応できるかを 検討する。

3 速度取締り指針の策定

交通課長から、配布資料の「速度取締りの指針」に基づき、管内の交通事故分析結果、速度取締りの重点等を説明し、令和6年下半期における速度取締りの指針についての説明を行った。

4 次回協議会開催日程調整 本年10月又は11月頃の開催予定で承認

5 その他 この他委員から、女性職員への配慮に関する質疑を受け、「当署では 女性専用の仮眠室やシャワールームの設置等、女性が働き易い職場環境に努めている。」旨回答し、詳細は次回協議会で回答する予定

備考

南日本新聞社による取材があった。